

令和四年度 年次総会資料

＜式次第＞

1. はじめの言葉
2. 塾頭挨拶
3. 議長選出
4. 議題
 - ① 令和四年度事業報告および令和四年度会計報告
 - ② 会計監査報告
 - ③ 令和五年度体制および事業計画ならびに令和五年度予算案
 - ④ 規約及び規約細則について
 - ⑤ その他
5. 連絡事項等
6. 終わりの言葉

配布資料

【P 1～7】	令和四年度事業報告
【P 8】	令和四年度会計報告
【P 9】	会計監査報告
【P 10～12】	令和五年度夢甲斐塾体制、事業案
【P 13】	令和五年度予算案
【別紙】	規約並びに規約細則・慶弔規定
【参考資料】	令和五年度事業計画案期別役割表、 令和六年度夢甲斐塾体制案

令和5年7月12日（水）

夢 甲 斐 塾

◆令和四年度 事業報告書◆

事業期間：令和4年7月1日～令和5年6月30日

1. 総括（夢甲斐塾 塾頭 入倉 要）

令和四年度の夢甲斐塾は、白倉信司塾長体制の7期生となる22期生の入塾、そして21期生の出発に加えて、令和5年1月25日に開催した臨時総会において、23期生入塾時（令和5年7月）より、三代目塾長として入倉 要（8期生）の就任、22期生の出発時まで、二人塾長体制を採ることを決定しました。

塾長の交代は、夢甲斐塾にとってたいへん重要な決定となります。初代上甲 晃塾長よりバトンを受けた白倉信司塾長は、7年間の経験を元に、特別な経験や知識、人脈がなければ出来ないのではなく、「高い志」と「強い覚悟」そして「熱意」を持ったリーダーが組織のバックアップを得て塾長を引き継いでいける、新しい組織体制を構築することの大切さを提案され、新塾長の元で新たな体制を模索することとなりました。

新体制では基本原則を「夢甲斐塾の継続」とし、「続けることが本気の証明」という初代上甲塾長の教えや、継続するには、「自分たちの意思で続けていく」と言うことだけでなく、夢甲斐塾の活動を更に強化し、地域に必要とされる組織に進化することも見据えて、新たな取り組みを進めていきたいと考えています。

また、この期間中のトピックスとして、上甲晃初代塾長が、全国で展開してきた青年塾の活動を25期で終了し、新たなステージ（学びの場から志実践）に移行するという大きな方針転換がありました。25期青年塾関東クラスとは、令和4年2月4日（土）に清里講座内で協働事業（合同懇親会）を開催しました。青年塾と夢甲斐塾との協働事業は初めての試みでしたが、夢甲斐塾からは21期生が担当となり、「山梨らしさ」をたくさん盛り込んだ充実した会となりました。そんな25期生とのご縁も手伝って、25期出発式（5月27～28日大阪）には、夢甲斐塾生も大勢参加し、感動的な出発式や、上甲初代塾長が考える、今後の方向性や活動を体感してきました。入倉塾長体制では、今後も、お互いを高め合う関係として、連携していきたいと考えています。

20期が主体となり21期生他がサポートして担当した23期生募集委員会は、塾長交代のタイミングで、募集の説明等が難しい中でしたが、コロナが5類に分類された5月以降は、いよいよ世の中が本格的に動き出すタイミングで、その動きに後押しされたこともあり、14名の活動的な塾生を迎えて7月2日（日）に23期の活動をスタートしました。当面は、二人塾長体制、そして23期は新体制の元、手探り部分も含めた活動になるかと思いますが、コロナ禍の経験もしっかり活かした上で、新しい夢甲斐塾を創っていきたいと思います。

以上が令和四年度の活動報告です。

☆夢甲斐塾ホームページ <http://yumekaijyuku.jimdo.com/>



22期生入塾式 令和4年7月3日（日）乾徳山恵林寺



夢甲斐クリスマス 令和4年12月25日（日）萌木の村

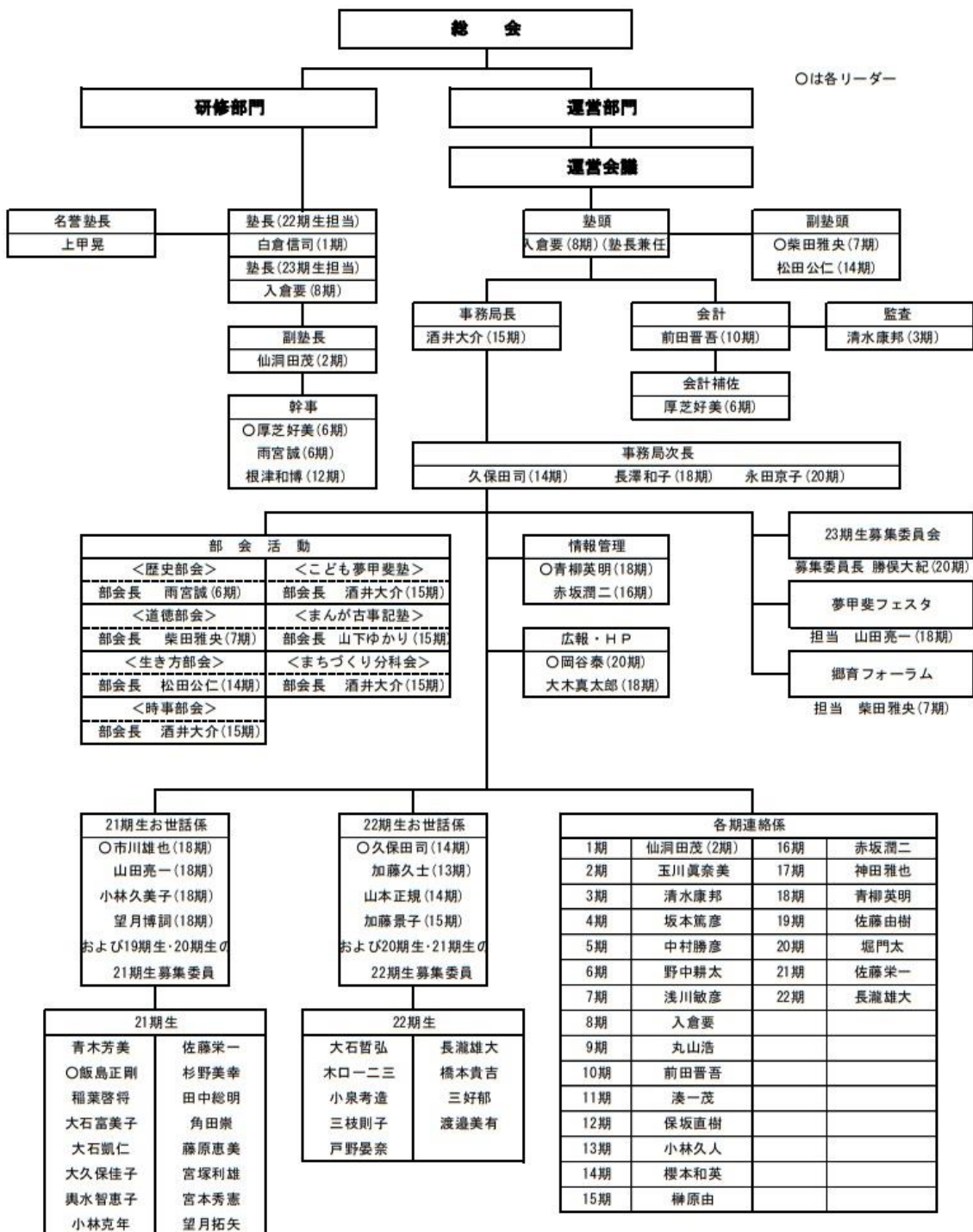
2. 入塾した塾生の推移

期	人数		現役としての活動期間	備考
1 期生	20 人	男性 17 人 女性 3 人	2001/7/1～2002/6/30	故天野建知事（当時）により県の事業として創塾
2 期生	20 人	男性 15 人 女性 5 人	2002/7/1～2003/6/30	県の事業
3 期生	27 人	男性 17 人 女性 10 人	2003/7/1～2004/6/30	県の事業
4 期生	22 人	男性 14 人 女性 8 人	2004/7/1～2005/6/30	塾生による自主運営開始
5 期生	21 人	男性 13 人 女性 8 人	2005/7/1～2006/6/30	
6 期生	20 人	男性 10 人 女性 10 人	2006/7/1～2007/7/31	5 周年記念事業開催 地域おこし交流広場（現市民フェスタ） 参画開始
7 期生	16 人	男性 11 人 女性 5 人	2007/8/1～2008/7/31	郷育フォーラム参画開始
8 期生	29 人	男性 19 人 女性 10 人	2008/8/1～2009/7/18	
9 期生	32 人	男性 20 人 女性 12 人	2009/7/18～2010/7/3	
10 期生	37 人	男性 23 人 女性 14 人	2010/7/3～2011/7/18	
11 期生	13 人	男性 8 人 女性 5 人	2011/7/18～2012/7/4	10 周年記念事業開催
12 期生	25 人	男性 13 人 女性 12 人	2012/7/4～2013/7/7	夢甲斐フェスタ開始
13 期生	15 人	男性 9 人 女性 6 人	2013/7/7～2014/7/12	
14 期生	15 人	男性 10 人 女性 5 人	2014/7/12～2016/2/6	研修期間を 1 年半に延長
15 期生	24 人	男性 17 人 女性 7 人	2015/7/12～2017/2/26	上甲晃初代塾長最後の担当期
16 期生	16 人	男性 9 人 女性 7 人	2016/6/25～2018/1/28	白倉信司 2 代目塾長体制開始 15 周年記念事業開催
17 期生	5 人	男性 3 人 女性 2 人	2017/6/25～2019/1/19	
18 期生	22 人	男性 19 人 女性 3 人	2018/7/1～2020/1/26	
19 期生	12 人	男性 8 人 女性 4 人	2019/6/23～2021/2/27	
20 期生	20 人	男性 14 人 女性 6 人	2020/9/27～2022/6/12	
21 期生	16 人	男性 10 人 女性 6 人	2021/7/18～2023/2/25	20 周年記念事業開催
22 期生	9 人	男性 5 人 女性 4 人	2022/7/3～	白倉信司 2 代目塾長最後の担当期
計	436 人	男性 284 人 女性 152 人		

3. 組織及び運営について

1) 組織

令和四年度(22期)一月以降夢甲斐塾体制



2) 運営

夢甲斐塾の全体運営については、事務局主催で月1回運営会議を実施し、その中で各議題について検討・決定を行った。なお、新型コロナウイルスの影響で一昨昨年5月に導入したオンライン対応を、対面での会議の再開後も維持しており、今年度も引き続き対面とオンラインのどちらからでも参加出来る形をとった。

また、夢甲斐塾全体として塾生例会を月1回、いずれかの期が担当となり、自修自得の精神に則り塾生の企画した研修を行った。今期は新型コロナウイルスの影響も少なくなり、ほぼ月1回の間隔を維持して開催できた。

21期生22期生は塾長例会を月1回、温故知新の精神に則り白倉塾長からの講義を受ける研修を行った。こちらも運営会議と同様に、対面とオンラインを併用する形を取り、また、Zoomの録画機能を活用することで、当日に参加できなかった塾生も後から録画を観て学ぶことができる形も継続している。

夢甲斐塾20周年事業として作成した20周年記念宣言は、今期も例会や募集説明会などにおいて唱和を継続中。そして、20周年事業の最後の1つとなった志手帳が、この年度末に完成し、全ての20周年事業が完了した。

1月には臨時総会を開催、白倉信司2代目塾長が22期生の出発をもって引退すること、および入倉要塾頭が3代目塾長に就任し23期生からの指導に当たることを議案に掲げて、活発な意見交換を経て承認された。

23期生募集委員会は、20期生の勝俣大紀募集委員長を筆頭に20～22期にまたがって、入倉新塾長体制へ向けた募集活動に取り組んだ。初代～3代目までの塾長3名が登壇する公開例会を実施した後、追加1回を含む僅か3回の募集説明会と1回の個別面談のみの短期集中型の募集活動を展開し、7月2日(日)に入塾式を実施して、15名の23期生を迎えることができた。

3) 会費

塾生は、次の会費を支払い活動に参加している。

21期生、22期生 年会費 10,000 円 (入塾金 15,000 円より充当)

他の塾生 年会費 10,000 円／8,000 円／5,000 円、寄付 1,000 円 (※)

(※) 金額の設定については、夢甲斐塾規約および細則による。

4) 活動報告(次項)

以上

令和四年度（22期）全体活動報告（個別活動は除く）

21期のテーマ：『我輩令生（ガリレオ）』

22期のテーマ：『ケミストリ』

	令和4年7月		令和4年8月		令和4年9月		令和4年10月	
内容	6日(火)	運営会議	2日(火)	運営会議	6日(火)	運営会議	4日(火)	運営会議
	3日(日)	22期生入塾式(令和3年度6月塾生例会:特設22期生募集委員会主催/16期、20期、21期、事務局共催)@乾徳山恵林寺	17日(水)	8月塾生例会(21期主催/22期共催)郷育フォーラム2022オープンフォーラム2@山梨県立図書館			23日(日)	夢甲斐フェスタ(10月塾生例会:18期主催/15・19～22期共催)介護・ヤングケアラー講演会「大切な人と生きるために」&ウクライナの子供の絵の展示会「祈りの絵画展」@甲府市総合市民会館
	13日(水)	令和3年度通常総会	10日(水)	21期生塾長例会	9日(金)	21期生塾長例会	12日(水)	21期生塾長例会
	15日(金)	21期生塾長例会	16日(火)	22期生塾長例会	13日(火)	22期生塾長例会	11日(火)	22期生塾長例会
	26日(火)	22期生塾長例会(特設22期生お世話係主催)					2日(日)	9月塾生例会(21期主催/22期共催)お米作り「収穫祭」@北杜市高根町
	9日(土)	7月塾生例会(21期主催)北杜市の歴史探訪&散歩						
	令和4年11月		令和4年12月		令和5年1月		令和5年2月	
内容	1日(火)	運営会議	6日(火)	運営会議	10日(火)	運営会議	7日(火)	運営会議
			3日(土) 4日(日)	合宿例会(11月塾生例会:21期主催/18期、22期お世話係、22期共催)地域活性化を学ぶ@みとみむら	25日(水)	1月塾生例会(22期主催/21期・22期生お世話係共催)防災その1:自助@山梨県生涯学習推進センター	25日(土)	21期生出発式(2月塾生例会:21期主催/18期、22期共催)@差出磯大嶽山神社
	9日(水)	21期生塾長例会	9日(金)	21期生塾長例会				
	8日(火)	22期生塾長例会	13日(火)	22期生塾長例会	17日(火)	22期生塾長例会	14日(火)	22期生塾長例会
			25日(日)	夢甲斐クリスマス会(12月塾生例会:21期&15期加藤主催/22期共催)@萌木の村	26日(木)	令和4年度1月臨時総会(塾長の継承)		

	令和5年3月		令和5年4月		令和5年5月		令和5年6月	
内容	7日(火)	運営会議	4日(火)	運営会議	9日(火)	運営会議	6日(火)	運営会議
	12日(日)	公開例会(3月塾生例会:20期主催/17期、21期、22期共催)初代～3代目塾長によるパネルディスカッション「山梨の次代に求められるリーダー像とは？」@県民文化ホール	9日(日)	4月塾生例会(22期&15期主催)神代桜・宇宙桜鑑賞例会@甲斐駒センターせせらぎ&大津山 實相寺	24日(水)	5月塾生例会(22期主催)防災その2:共助@甲府市北東公民館	14日(水) 18日(日)	23期生入塾オリエンテーション
	14日(火)	22期生塾長例会	13日(木)	22期生塾長例会	11日(木)	22期生塾長例会	8日(木)	22期生塾長例会
					13日(土) 21日(日) 6月7日(水)	23期生募集説明会	7月 2日(日)	23期生入塾式(6月塾生例会:20期主催/17期、21期、22期、事務局共催)@やまなし地域づくり交流センター

※前述の活動の他、「塾長日曜勉強会」は毎週1回、「時事部会」と「まんが古事記塾」は毎月1回、「こども夢甲斐塾」は毎月2回実施します。

○部会活動・・・「歴史」「道徳」「宗教(生き方)」「時事」の4つの部会において夢甲斐塾生の枠を越えて学んでいきます。
「歴史」「道徳」「宗教(生き方)」の3つの部会は「塾長日曜勉強会」の中やフィールドワークを通して学んでいきます。

○まんが古事記塾・・・夢甲斐塾生の枠を超えて、日本の心を学ぶために白倉塾長が講師を務めて毎月1回「古事記の勉強会」を開催します。
易経などの古事記と関連の深い題材や課題本に関連する書籍も学びの対象になります。

○こども夢甲斐塾・・・家族と共に活動できる場の一つとして、塾生及び塾生の子供、塾生以外の親子を対象に、部会長が講師を務めて月に2回「親子で学ぶ素読塾」を開催します。

○まちづくり分科会・・・地域コミュニティの再構築を目指して料理教室型こども食堂を事業として実施していたがコロナの影響で休止中。
代わりの活動として毎月1回生活にお困りの家庭へ食料をお渡しする「にじいろフードパントリー甲府朝日」を開催します。

夢甲斐塾令和4年度 決算(案)

「会計期間 2022. 7. 1～2023. 6. 30」

収入の部

項目	今年度予算額	決算額	増減	備考
繰越金	351,690	351,690	0	
塾生(1～21期)会費収入	500,000	396,000	-104,000	10,000円×36名、5,000円×7名、1,000円×1名
塾生(21期)半期会費収入	80,000	80,000	0	5,000円×16名
塾生(22期)会費収入	135,000	135,000	0	15,000円×9名
利息	0	1	1	
助成金	395,000	50,000	-345,000	
雑収入	0	0		
合計	1,461,690	1,012,691	-448,999	

支出の部

項目	今年度予算額	決算額	増減	備考
宿泊交通費	15,000	84,400	69,400	交通費(塾長)
会場費	70,000	41,190	-28,810	会議、塾長例会
教材費	90,000	0	-90,000	
募集活動費	50,000	60,890	10,890	チラシ印刷費、会場費、他
資料作成費(印刷費)	140,000	127,260	-12,740	
備品消耗品費	10,000	15,195	5,195	事務用品、他
夢甲斐フェスタ	50,000	0	-50,000	
周年事業積立金	100,000	100,000	0	25周年事業積立金(令和3年度から積立開始)
慶弔費	30,000	0	-30,000	
飲食費	20,000	15,195	-4,805	
通信費	80,000	72,535	-7,465	郵便代・Zoom使用料
各部会活動費	10,000	10,000	0	会場費
謝礼費	20,000	20,000	0	恵林寺
雑費	10,000	27,276	17,276	手土産代、他
手数料	1,000	660	-340	会費振込手数料、他
分科会事業費	395,000	50,000	-345,000	まちづくり分科会
22期生会費預り金	45,000	45,000	0	令和5年度会費預り金(半期分) ※次期繰越 5,000円×9名
予備費(書籍費)	325,690	0	-325,690	
小計	1,461,690	669,601	-792,089	
次期繰越金		343,090	343,090	周年積立金含まず
合計	1,461,690	1,012,691	-448,999	

特別会計

25周年事業積立金・合計	内訳	内訳	
	100,000	100,000	令和3年度
	100,000	100,000	令和4年度

会 計 監 査 報 告

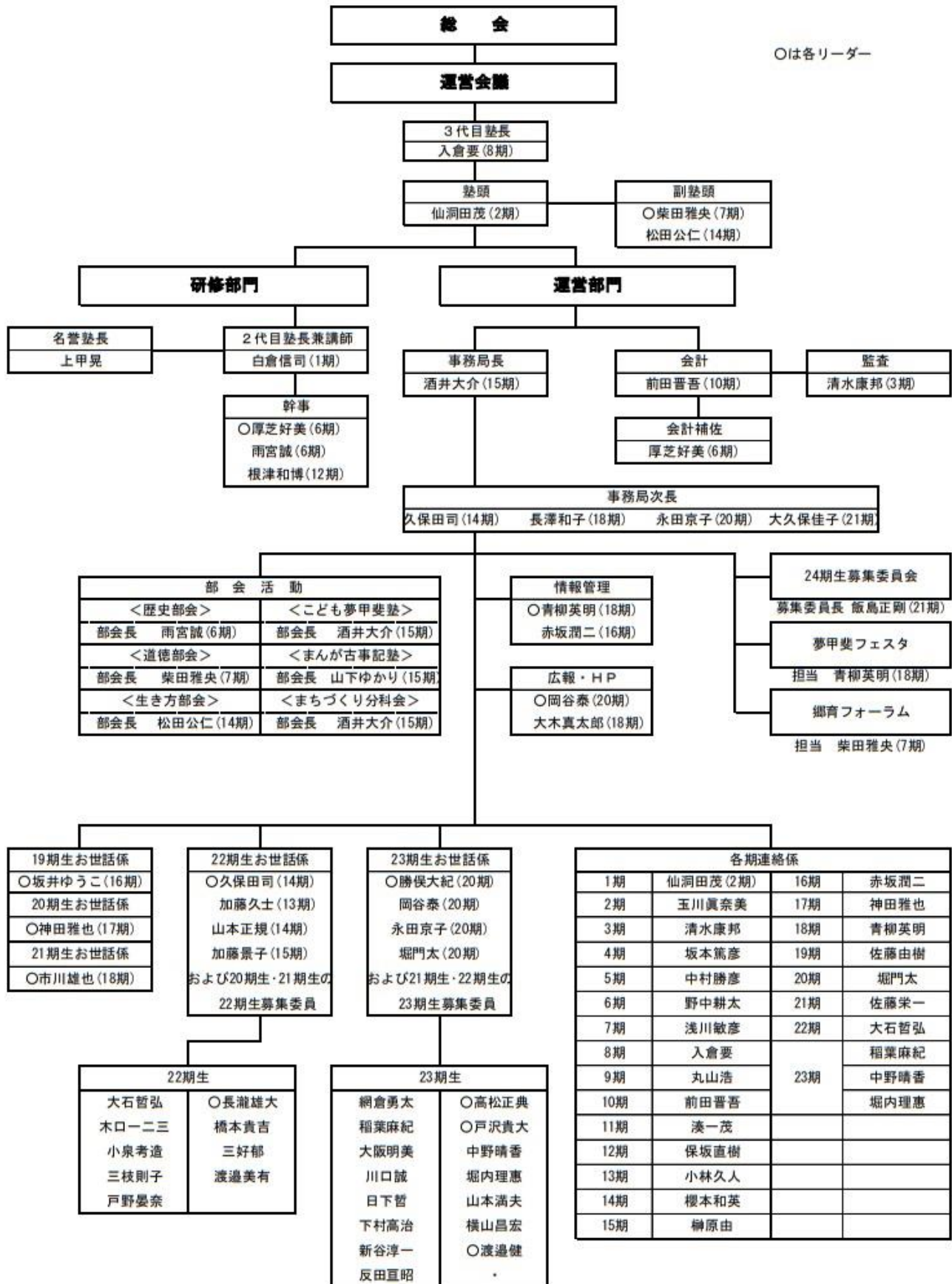
夢甲斐塾第 22 期（自令和 4 年 7 月 1 日至令和 5 年 6 月 30 日）の決算報告について会計帳簿、証拠書類及び預金通帳を監査した結果、いずれも適正に処理されていることを認め、ここに報告します。

令和 5 年 7 月 6 日

夢甲斐塾監査

清水 康邦 

令和五年度(23期)夢甲斐塾体制(案)



令和五年度（23期）全体活動計画（案）（個別活動は除く）

22期のテーマ：『ケミストリ』

23期のテーマ：未定

	令和5年7月		令和5年8月		令和5年9月		令和5年10月	
内容	5日(水)	運営会議	1日(火)	運営会議	5日(火)	運営会議	3日(火)	運営会議
	2日(日)	23期生入塾式(令和4年度6月塾生例会:20期主催/17期、21期、22期、事務局共催)@やまなし地域づくり交流センター	日()	8月塾生例会(22期主催)	3日(日)	9月塾生例会(21期主催/22期共催)伐採体験@甲州市牧丘	14日(土) 15日(日)	合宿例会(10月塾生例会:22期主催/特設22期お世話係、20期、23期共催)避難所体験@みとみむら
	13日(木)	22期生塾長例会	10日(木)	22期生塾長例会	14日(木)	22期生塾長例会	12日(木)	22期生塾長例会
	24日(月)	23期生修理固成研修(お世話係主催)	日()	23期生修理固成研修	日()	23期生修理固成研修	日()	23期生修理固成研修
	12日(水)	令和4年度通常総会						
	令和5年11月		令和5年12月		令和6年1月		令和6年2月	
内容	7日(火)	運営会議	5日(火)	運営会議	9日(火)	運営会議	6日(火)	運営会議
	5日(日)	夢甲斐フェスタ(11月塾生例会:特設実行委員会主催/16期、20期、21期、22期、23期共催)@びゅあ総合	日()	12月塾生例会(22期主催/23期共催)	日()	1月塾生例会(23期主催/20期、22期共催)	日()	22期生出発式(2月塾生例会:22期主催/特設22期生お世話係、23期共催)
	9日(木)	22期生塾長例会	14日(木)	22期生塾長例会				
	日()	23期生修理固成研修	日()	23期生修理固成研修	日()	23期生修理固成研修	日()	23期生修理固成研修
	日()	7月塾生例会(21期主催/22期共催)						
	令和6年3月		令和6年4月		令和6年5月		令和6年6月	
内容	5日(火)	運営会議	9日(火)	運営会議	14日(火)	運営会議	4日(火)	運営会議
	日()	公開例会(3月塾生例会:21期主催/18期、22期、23期、事務局共催)	日()	4月塾生例会(23期主催)	日()	5月塾生例会(23期主催)	日() 日()	24期生入塾オリエンテーション
	日()	23期生修理固成研修	日()	23期生修理固成研修	日()	23期生修理固成研修	日()	23期生修理固成研修
	日()	24期生募集説明会	日()	24期生募集説明会	日()	24期生募集説明会	日()	24期生入塾式(塾生例会:21期主催/18期、22期、23期、事務局共催)

※例会、研修ともに全ての夢甲斐塾生が参加することができます。

※前述の活動の他、「まんが古事記塾」は毎月1回、「こども夢甲斐塾」は毎2ヶ月に1回実施します。

○部会活動・・・「歴史」「道徳」「宗教（生き方）」の3つの部会において夢甲斐塾生の枠を越えて学んでいきます。
3つの部会は不定期に開催するフィールドワークを通して学んでいきます。

○まんが古事記塾・・・夢甲斐塾生の枠を超えて、日本の心を学ぶために白倉塾長が講師を務めて毎月1回「古事記の勉強会」を開催します。
易経などの古事記と関連の深い題材や過去の課題本に関連する書籍も学びの対象になります。

○こども夢甲斐塾・・・家族と共に活動できる場の一つとして、塾生及び塾生の子供、塾生以外の親子を対象に、部会長が講師を務めて
2ヶ月に1回「親子で学ぶ素読塾」を開催します。

○まちづくり分科会・・・地域コミュニティの再構築を目指す事業として実施していた「料理教室型こども食堂」を3年ぶりに再開。
コロナの影響によるこども食堂休止中に代わりの活動として毎月1回実施してきた生活にお困りの家庭へ食料をお渡しする
「にじいろフードパントリー甲府朝日」と、双方を交互に隔月で開催します。

夢甲斐塾令和五年度(23期)事業計画(案)期別役割表 ※参考資料として

※募集委員会は募集の終了をもって募集した期のお世話係へ移行する

夢甲斐塾関連行事												
年月	日	名称	指導	24期	23期	22期	21期(24期生募集委員会)	20期(23期生お世話係)	特設22期生お世話係	特設夢甲斐フェスタ実行委員会	事務局	他の塾生
令和5年6月	第2木曜	22期生塾長例会 (以降令和5年12月まで同様に毎月)	白倉		自由参加	主催	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加		自由参加
	14日(水) 18日(日)	23期生オリエンテーション×2			説明対象	共催:例会説明	共催:募集委員	共催:募集委員	自由参加	自由参加	主催	自由参加
7月	2日(日)	23期生入塾式(6月塾生例会)	入倉		参加必須	共催:懇親会	共催:運営補助	主催	自由参加	自由参加	共催:手続き	20期お世話係(17期)共催:先輩塾生動員補助 他は自由参加
	12日(水)	令和4年度夢甲斐塾通常総会			オブザーバー	議決権あり	共催:懇親会	自由参加	自由参加	自由参加	主催	会費納入者は議決権あり 未納者はオブザーバー
		23期生修理固成研修初回	入倉		必修	自由参加	自由参加	主催	自由参加	自由参加	共催:質疑対応	自由参加
8月		23期生修理固成研修 (以降令和6年7月まで同様に毎月)	白倉		主催	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加		自由参加
		塾生例会	入倉		必修	主催	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加		自由参加
9月	3日(日)	塾生例会	入倉		共催:運営補助	主催	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加		自由参加
10月	14日(土)~ 15日(日)	合宿例会(10月塾生例会)	入倉		共催:運営補助	主催	自由参加	共催:23期係	共催:22期係	自由参加		自由参加
11月	5日(日)	夢甲斐フェスタ(11月塾生例会)	入倉		共催:運営補助	共催:運営補助	共催:運営補助	共催:懇親会	自由参加	主催		19期お世話係(16期)共催:先輩塾生動員補助 他は自由参加・参加推奨
		塾生例会(7月塾生例会)	入倉		共催:運営補助	主催	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加		自由参加
12月		塾生例会	入倉		共催:運営補助	主催	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加		自由参加
		夢甲斐クリスマス会			自由参加	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加		塾生有志主催
令和6年1月		塾生例会	入倉		主催	共催:運営補助	自由参加	共催:23期係	自由参加	自由参加		自由参加
2月		24期生募集説明会 (以降入塾式までに必要なだけ開催)		説明対象	共催:募集委員	共催:募集委員	主催	自由参加	自由参加	自由参加	共催:説明	自由参加
		22期生出発式(2月塾生例会)	白倉		共催:懇親会	主催	自由参加	自由参加	共催:22期係	自由参加		自由参加
3月		公開例会(3月塾生例会)	入倉	説明対象	共催:募集委員	共催:募集委員	主催	自由参加	自由参加	自由参加	共催:募集説明	21期お世話係(18期)共催 他は自由参加
4月		塾生例会	入倉		主催	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加		自由参加
5月		塾生例会	入倉		主催	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加		自由参加
6月		24期生オリエンテーション×2		説明対象	共催:例会説明	共催:募集委員	共催:募集委員	自由参加	自由参加	自由参加	主催	自由参加
		24期生入塾式(6月塾生例会)	入倉	参加必須	共催:懇親会	共催:運営補助	主催	自由参加	自由参加	自由参加	共催:手続き	21期お世話係(18期)共催:先輩塾生動員補助 他は自由参加
令和6年7月		令和5年度夢甲斐塾通常総会		オブザーバー	議決権あり	共催:懇親会	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加	主催	会費納入者は議決権あり 未納者はオブザーバー
		塾生例会	入倉	必修	主催	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加	自由参加		自由参加
		24期生修理固成講研修初回	入倉	必修	自由参加	自由参加	主催	自由参加	自由参加	自由参加	共催:質疑	自由参加

夢甲斐塾令和5年度 予算(案)

「会計期間 2023. 7. 1～2024. 6. 30」

収入の部

項目	前年度実績額	今年度予算額	増減	備考
繰越金	351,690	343,090	-8,600	
塾生(1～21期)会費収入	396,000	500,000	104,000	
塾生(22期)半期会費収入	80,000	45,000	-35,000	5,000円×9名
塾生(23期)会費収入	135,000	225,000	90,000	15,000円×15名
利息	1	0		
助成金	50,000	0		県赤い羽根共同募金・まちづくり分科会分
雑収入	0	0		
合計	1,012,691	1,113,090	100,399	

支出の部

項目	前年度実績額	今年度予算額	増減	備考
宿泊交通費	84,400	80,000	-4,400	交通費(塾長)
会場費	41,190	50,000	8,810	会議、塾長例会
教材費	0	80,000	80,000	
募集活動費	60,890	50,000	-10,890	チラシ印刷費、会場費、他
資料作成費(印刷費)	127,260	140,000	12,740	
備品消耗品費	15,195	10,000	-5,195	事務用品、他
夢甲斐フェスタ	0	50,000	50,000	
周年事業積立金	100,000	100,000	0	25周年事業積立金(令和3年度から積立開始)
慶弔費	0	30,000	30,000	
飲食費	15,195	20,000	4,805	
通信費	72,535	80,000	7,465	郵便代・Zoom使用料
各部会活動費	10,000	10,000	0	会場費
謝礼費	20,000	0	-20,000	
雑費	27,276	30,000	2,724	22期生入塾式手土産代、他
手数料	660	1,000	340	会費振込手数料、他
分科会事業費	50,000	0	-50,000	まちづくり分科会
23期生会費預り金	45,000	75,000	30,000	令和6年度会費預り金(半期分) ※次期繰越 5,000円×15名
予備費(書籍費)	0	307,090	307,090	
小計	669,601	1,113,090	443,489	
次期繰越金	343,090		-343,090	周年積立金含まず
合計	1,012,691	1,113,090	100,399	

特別会計

25周年事業積立金・合計	300,000	内訳	
		100,000	令和3年度
		100,000	令和4年度
		100,000	令和5年度

規約の変更について

変更理由

23 期生を迎え、入倉塾長体制に移行していく中で、塾生の指導育成と塾の管理運営の各部門を明確に分け、その両者に対する責任を塾長に一元化し、その補佐・支援を行う役割を塾頭に担わせるという組織体制にする必要があり、そのために、規約各条において、塾長、塾頭などの役割等を判りやすくしておくため。

変更条	変更前	変更後
(塾長) 第 6 条	塾には、塾生を指導育成する塾長を置く。	塾には、塾長を置く。 2 塾長は、塾生の中から選任し、塾全体の統括及び塾生の指導育成を行うこととする。 3 塾長は、塾生の指導育成にあたり、必要な場合、塾生及び外部有識者等から、助言・支援等を受けることができる。
(事務局の構成) 第 10 条	事務局に、次の役職を置く。	塾は運営にあたり、塾生の中から選任した者で事務局を構成し、次の役職を置く。
(事務局の職務) 第 11 条	塾頭は、塾生を代表し、塾を統括する。	塾頭は、塾生を代表して塾長を補佐し、必要ある時は、その代理を務める。
(総会) 第 13 条 2	総会は、塾頭がこれを招集する。	総会は、塾長がこれを招集する。
(総会) 第 13 条 3	その招集については、事務局がその任を負う。	その招集については、事務局長がその任を負う。
(総会) 第 13 条	塾頭は、年 1 回定例総会を招集するほか、	塾長は、年 1 回定例総会を招集するほか、

夢 甲 斐 塾 規 約

(名称)

第1条 この会は、夢甲斐塾（以下「塾」という）と称する。

(理念)

第2条 志高き出る杭となる。

(目的)

第3条 塾は、新しい時代の新しい山梨および日本を創造するために、①ふるさと山梨、祖国日本を愛し、高い志と強い覚悟を持った「出る杭」を育てること（人間力育成）
②必要時に連携・協働しうる同じ志、共通のテーマを持って活動する仲間のネットワークを構築すること（仲間力構築）を目的とする。

(塾の構成)

第4条 この塾は、下記により構成される。

(1) 塾長

(2) 塾生

2 塾生の中から事務局を構成する。

(活動)

第5条 塾は、その理念を達成するために、次の活動を行う。

(1) 塾の運営

(2) 最新年度に入塾した塾生は理念の下、1年6ヶ月の研修活動

(3) 長期活動テーマを設定し、その実現のための活動

(4) 同じ志、共通のテーマを持って活動する仲間のネットワークを構築するための

活動

(5) 地域を知り、地域を愛するための活動

(6) 塾の活動を広め、仲間を増やすための活動

(7) その他の活動

(塾長)

第6条 塾には、塾長を置く。

2 塾長は、塾生の中から選任し、塾全体の統括及び塾生の指導育成を行うこととする。

3 塾長は、塾生の指導育成にあたり、必要な場合、塾生及び外部有識者等から、助言・支援等を受けることができる。

(塾生)

第7条 塾生は、年会費を納める。

2 塾生は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 「志」(人の為に何かできる心)を持っている人
- (2) 山梨および日本をもっと良くしたいと思っている人
- (3) 特色ある地域づくりをしたい人
- (4) 何かで日本一になりたい人
- (5) 夢を実現したい人
- (6) 自分を磨きたい人

3 塾生は、総会の議決権を有する。

(入塾及び退塾)

第8条 入塾を希望する者は、事務局が指定する方法に従い、入塾の諸手続きを完了しなければならない。

2 退塾をしようとする者は、塾頭に退塾願を提出し、塾長及

び塾頭の承認を得た上で、退塾できるものとする。

3 退塾を認められた者に対し、既に納入済みの会費等については、返金しないものとする。

(会費及び会計)

第9条 年会費の金額については、事務局が提案し、総会にて決するものとする。

2 塾の会計年度は、事業年度と同じ期間とする。

3 塾運営のための予算は、事務局が提案し、総会にて決するものとする。

4 予算の執行については、会計が中心となり事務局で諮っていくこととする。

5 臨時の場合、塾頭、副塾頭、及び事務局長が塾会計の中から臨機の措置をすることができる。ただし、事務局会議での承認を要することとする。

(事務局の構成)

第10条 塾は運営にあたり、塾生の中から選任した者で事務局を構成し、次の役職を置く。

- (1) 塾頭 1名
- (2) 副塾頭 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名

2 塾運営に必要な役職は別に事務局で定めるものとする。

(事務局の職務)

第11条 塾頭は、塾生を代表して塾長を補佐し、必要ある時は、その代理を務める。

- 2 副塾頭は、塾頭を補佐し、塾頭に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、事務を統括する。
- 4 会計は、塾の会計を担当する。
- 5 監査は、塾の会計の監査をする。
- 6 会計及び監査は総会において、収支報告並びに監査報告を行う。

(事務局員の選任と任期)

第12条 事務局員については総会において選任する。

- 2 事務局の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠による事務局の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(総会)

第13条 総会は、第5条に定める塾の活動についての基本的な事項を決定する。

- 2 総会は、塾長がこれを招集する。
- 3 その招集については、事務局長がその任を負う。
- 4 塾長は、年1回定例総会を招集するほか、必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 5 総会の議長は、その総会において、出席した塾生のうちから選任する。
- 6 総会の議事は出席した塾生の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事業計画及び事業年度)

第14条 事務局は、事業年度ごとに事業計画を作成し、総会に提出しなければならない。

2 事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

3 複数年度にわたる事業などに関しては、第2項によるものではない。

(規約の改廃)

第15条 この規約の改廃は、第13条第6項の規定にかかわらず、総会において出席した塾生の3分の2以上の賛成をもって決する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、事務局が定める。

附則

上甲晃塾長については名誉塾長とする。

名誉塾長の選抜によりシニアアドバイザーを設ける。

塾生は、会費の他に会議運営費を納入する。

この規約は、平成24年9月16日から施行する。

この規約は、平成27年7月15日から施行する。

この規約は、平成28年3月24日から施行する。

この規約は、平成28年7月14日から施行する。

この規約は、平成29年7月7日から施行する。

この規約は、令和5年7月12日から施行する。

規約細則の変更について

変更理由

①規約細則は、各条に暦年での規定があり、それを実状に合わせ変更する必要があるため。

②規約第 7 条第 1 項に規定されている会費について、入塾生の年会費の取扱い変更に伴い適切な内容に変更する。

変更条	変更前	変更後
第 1 条 1	令和 4 年度の年会費は 1 0, 0 0 0 円とする。	令和 5 年度の年会費は 1 0, 0 0 0 円とする。
同上	なお、令和 4 年度入塾生 (22 期生) は、入塾時に徴収する入塾金 (1 5, 0 0 0 円) から 1 0, 0 0 0 円を充当する。また、入塾金のうち 5, 0 0 0 円については、令和 5 年度年会費 (半期分) に充当させることとする。	なお、令和 5 年度入塾生 (23 期生) は、入塾時に徴収する入塾金 (1 5, 0 0 0 円) から 1 0, 0 0 0 円を充当する。また、入塾金のうち 5, 0 0 0 円については、令和 6 年度年会費 (半期分) に充当させることとする。
第 1 条 5	～納付期限は令和 5 年 5 月末日～	～納付期限は令和 6 年 5 月末日～

夢甲斐塾規約細則

第1条（会費等） 会費等について、次のように定める。

1. 令和5年度の年会費は10,000円とする。

なお、令和5年度入塾生（23期生）は、入塾時に徴収する入塾金（15,000円）から10,000円を充当する。また、入塾金のうち5,000円については、令和6年度年会費（半期分）に充当させることとする。

2. 本人の申し出により事務局会議の承認を経た者は、年会費8,000円とする。例えば、学生、家計を一にする親族（1親等）の二人目など。

3. 年間協力費は5,000円とする。

4. 納入方法は、次のとおりとする。

①現金での直接支払

例会時もしくは事務局において会計担当者に現金にて支払い。

②口座振込 ア）ゆうちょ銀行 （ゆうちょ銀行の口座・ATMから振込の場合）

【記号】10870 【番号】16725441 普通 ユメカイジユク

イ）ゆうちょ銀行 （他金融機関からの振込の場合）

【店名】〇八八（読み ゼロハチハチ）

【店番】088 【預金種目】普通 【口座番号】1672544

③振替用紙での支払

ゆうちょ銀行ATMにて、事務局で用意した振替専用用紙にて支払い。

5. 会費の納付期限は令和6年5月末日を期限とする。

6. 上記以外に必要な応じて、一口1,000円の寄付金を願います。

慶弔見舞金規定

第1条 この規程は、夢甲斐塾（以下「塾」とする）の慶弔見舞金について定めたものである。

第2条 この規定は、夢甲斐塾生（以下「塾生」とする）に対し適用することとする。

2 塾関係者のうち、特に事務局において対応等が必要と認められる者に対しての慶弔見舞金の対応は、前項の限りではない。その場合、塾生に対する慶弔見舞金の規定に準じた対応とする。

第3条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- ①傷病見舞金
- ②災害見舞金
- ③死亡弔慰金
- ④叙勲・褒賞等祝金

2 前項に掲げるもの以外の慶弔見舞金のうち、慶事の祝金等については、夢甲斐塾生各自の対応とし、塾としての対応は行わないものとする。

第4条 傷病見舞金について、塾生が塾の活動中に生じた傷病について以下のとおり支給することとする。

- ①手術・入院を伴う傷病の場合 10,000円を上限とする
- ②通院治療の傷病の場合 5,000円を上限とする

2 塾関係者に対しては、塾の活動中に限らないこととする。

第5条 災害見舞金について、塾生の住居等が風水害の被害に遭い、損害を被った場合について以下のとおり支給することとする。

- ①全壊・全焼等の場合 30,000円を上限とする
- ②半壊・半焼等の場合 20,000円を上限とする
- ③一部損壊・損失の場合 15,000円を上限とする

2 同一住居等に複数名の塾生が関係している場合、その中の1名に対し支給することとする。

第6条 死亡弔慰金について、塾生本人の死亡の場合について、その遺族に対し以下のとおり支給することとする。

- ①香典・玉串料等として 10,000円を上限とする

- ②弔電 5,000円を上限とする
- ③花輪・果物籠等 30,000円を上限とする
- 2 前項②③については、必ずしも支給をするものではない。
- 3 塾関係者に対しては、第1項①②③について、事務局において協議の上、支給等を行うこととする。
- 4 式典等への参列について、事務局において協議の上、対応することとする。

第7条 叙勲・褒賞等祝金について、塾生が叙勲・褒賞等に列せられた場合について、以下のとおり支給することとする。

- ①叙勲の場合 30,000円を上限とする
- ②褒賞の場合 30,000円を上限とする
- ③その他慶事となる場合 20,000円を上限とする
- 2 塾関係者が叙勲・褒賞等に列せられた場合、以下のとおり支給することとする。
 - ①叙勲の場合 50,000円を上限とする
 - ②褒賞の場合 50,000円を上限とする
 - ③その他慶事となる場合 30,000円を上限とする
- 3 叙勲・褒賞等祝金について、祝金に加えてあるいは祝金に代えて記念の品を贈ることも可能とする。

第8条 支給金については、塾の本会計より支出し、支給に伴う諸経費も合わせて支出することとする。

- 2 支給金額は、各項目に定められた上限金額内で、事務局が決定する。
- 3 支給の諸手続きについて、事務局長が対応する。
- 4 支給に対する返礼等について、受け取らないこととする。

第9条 その他、本規定に定めのない事項については、事務局において協議し決定することとする。

附則

この規定は、平成29年7月1日から施行する。

令和六年度（24期）夢甲斐塾体制（案）※参考資料として

